

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき根室市防災会議が作成する計画であり、根室市の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため次の事項を定め、本市における防災の万全を期することを目的とする。

- 1 根室市の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、根室市、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること
- 3 気象・地象・水象等による災害の未然防止と被害の軽減をはかるための施設の新設・改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水・防疫・食糧供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及に関すること

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、11、13の達成に資するものである。



※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2節 計画の構成

根室市地域防災計画は、「一般防災計画編」、「地震防災計画編」、「津波防災計画編」の各編から構成する。

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、ま

た経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

- 2 自助（市民が自らの安全を自らで守ること）、共助（市民が地域において互いに助け合うこと）、及び公助（市及び防災関係機関が実施する対策）のそれぞれが効果的に推進されるよう、市及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性の参画を拡大し、男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

第4節 計画の修正要領

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に定めるところにより毎年計画内容に検討を加え、その修正を必要とする場合は、修正の基本方針を定め行うものとする。修正の内容は、おおむね次に掲げるような事項について行うものとする。

- 1 計画内容に重大な錯誤のあるとき
- 2 社会経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 3 防災関係機関が行う防災上の施策の実施によって計画の変更（削除）を必要とするとき
- 4 新たな計画を必要とするとき
- 5 防災基本計画、防災業務計画、北海道地域防災計画の修正が行われたとき
- 6 その他市防災会議会長が必要と認めたとき

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

根室市の防災関係機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 指定地方行政機関	
釧路開発建設部 （根室道路事務所・ 根室港湾事務所）	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 一般国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理を行うこと。 (3) 第3種漁港、第4種漁港、港湾及び航路の直轄工事及び災害復旧を行うこと。

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北海道森林管理局 根釧東部森林管理署	(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 (2) 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山を実施すること。 (3) 国有林野火災の予防対策をたてその未然防止を行うこと。 (4) 災害時において市等の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
北海道運輸局 釧路運輸支局	(1) 航行船舶の耐行性及び船舶施設の安全の確保を図ること。 (2) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整を行うこと。 (3) 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用の斡旋を行うこと。
根室海上保安部	(1) 災害情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 災害時における船舶の救助及び船舶交通の障害の除去に関すること。 (3) 海上における人命の救助に関すること。 (4) 海上における船舶交通の安全の確保に関すること。 (5) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 (6) 災害時における傷病者、救援物資等の緊急輸送に関すること。 (7) 航路標識の維持管理に関すること。
釧路地方气象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 (2) 気象、地象、水象の予報・警報の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備を行うこと。 (4) 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発を行うこと。
釧路労働基準監督署	(1) 事業所、工場等の産業災害防止対策を図ること。
2 自衛隊	
陸上自衛隊 第5旅団 第27普通科連隊	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に、必要に応じ部隊等の一部を協力させること。 (2) 災害派遣要請権者の要請に基づき、部隊等を派遣すること。 (3) 災害派遣部隊による人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、給水及び通信の支援等を行うこと。 (4) 状況により、自主的な部隊の派遣を行うこと。
航空自衛隊 第26警戒隊	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に、必要に応じ部隊等の一部を協力させること。 (2) 災害派遣要請権者の要請に基づき、部隊等を派遣すること。 (3) 災害派遣部隊による人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、給水及び通信の支援等を行うこと。

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
3 北海道	
根 室 振 興 局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 根室振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防に関すること。 (3) 災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (4) 市及び指定地方行政機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整を図ること。 (5) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (6) 救助法の適用及び実施に関すること。
根 室 教 育 局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護及び応急教育の指導に関すること。 (2) 文化施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。
釧 路 総 合 振 興 局 釧 路 建 設 管 理 部 根 室 出 張 所 (中 標 津 出 張 所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道道及び所轄河川の維持災害復旧その他の管理を行うこと。 (2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定と崩壊防止工事を行うこと。 (3) 漁港における災害復旧を行うこと。
根 室 振 興 局 保 健 環 境 部 (根 室 保 健 所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療施設、衛生施設等の被害報告を行うこと。 (2) 災害時における医療救護活動を行うこと。 (3) 災害時における防疫活動を行うこと。 (4) 災害時における給水、清掃等環境衛生活動を行うこと。 (5) 医療防疫薬剤の確保及び供給を行うこと。 (6) 被災地における住民の食生活の安全確保を図ること。
4 北海道警察	
根 室 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民の避難誘導及び救助、救出並びに、緊急交通路の確保に関すること。 (2) 災害情報の収集に関すること。 (3) 災害警備本部の設置運用に関すること。 (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (5) 犯罪の予防、取締等に関すること。 (6) 危険物に対する保安対策に関すること。 (7) 広報活動に関すること。 (8) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
5 根室市	
市 長 部 局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 根室市防災会議に関する事務を行うこと。 (2) 防災に関する組織の整備を行うこと。 (3) 災害用物資及び資材の備蓄及び防災施設等の整備点検に関すること。 (4) 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を図ること。 (5) 自主防災組織の充実を図り、住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 (6) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること (7) 指定地方行政機関、指定公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整を図ること。
根 室 市 消 防 本 部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市の消防計画を作成し、消防体制の万全を期すること。 (2) 災害時における消防活動及び水防活動に関すること。 (3) 被災地の警戒体制に関すること。 (4) 火災警報等の住民への周知に関すること。 (5) 住民の避難誘導と人命救助に関すること。 (6) 災害時における救急活動に関すること。
根 室 市 教 育 委 員 会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護及び応急教育を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財等の保全対策の実施に関すること。 (3) 文教施設の被害調査及び報告に関すること。

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
6 指定公共機関	
北海道旅客鉄道(株) 釧路支社花咲線 運輸営業所根室駅	(1) 災害時における鉄道輸送の確保に関すること。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等につき関係機関の支援を行うこと。 (3) 鉄道施設等の保安に関すること。
東日本電信電話(株) 北海道事業部 (委任機関) (株)NTT東日本 北海道釧路営業支店	(1) 災害時における重要通信の確保に関すること。
(株)NTTドコモ北海道支社 釧路支店 (委任機関) (株)ドコモCS北海道 釧路支店	(1) 災害時における通信の確保に関すること。
日本赤十字社 北海道支部 根室市地区	(1) 救助に関し、民間団体及び個人の行う救助活動の連絡調整を行うこと。 (2) 災害義援金品の受領、配分及び募集を行うこと。 (3) 救援物資の供給に関すること。
日本放送協会 釧路放送局	(1) 予報(注意報を含む)、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
日本通運(株) 根室支店	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等につき関係機関の支援を行うこと。
北海道電力(株) 根室ネットワークセンター	(1) 災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。
郵便事業(株) 根室支店	(1) 郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。
郵便局(株) 根室郵便局	(1) 窓口業務の確保に関すること。

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
7 指定地方公共機関	
社 団 法 人 根室市外三郡医師会	(1) 災害時における医療関係機関との連絡調整、並びに応急医療及び助産 その他救助活動に協力すること。
社 団 法 人 釧路歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療関係機関との連絡調整、並びに応急歯科医療に協力す ること。
社団法人北海道薬剤師会 根 室 支 部	(1) 災害時における調剤、医薬品の提供に協力すること。
社団法人北海道獣医師会 根 室 支 部	(1) 災害時における飼養動物の対応に協力すること。
社団法人北海道バス協会 釧根地区バス協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係 機関の支援を行うこと。
8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	
漁 業 協 同 組 合 ・ 農 業 協 同 組 合	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策に対し協力すること。 (2) 農漁獲物の災害対策の指導を行うこと。 (3) 被害組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 (4) 農漁業生産資材及び農漁家生活物資の確保、斡旋を図ること。 (5) 農漁獲物の需要調整について協力すること。 (6) 物価の安定について協力すること。 (7) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。
商 工 会 議 所	(1) 災害時における物価の安定及び救助物資の確保について協力すること。 (2) 被害商工業者の経営指導及び融資斡旋を行うこと。
一 般 病 院 等	(1) 災害時において医療防疫対策について協力すること。
一 般 運 送 事 業 者	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等について協力すること。
危 険 物 関 係 施 設 の 管 理 者	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
避 難 場 所 管 理 者	(1) 市が指定する避難場所の施設管理者は、避難場所の適正な管理、運営に 当たるとともに、応急対策の実施について協力すること。

第6節 住民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、市民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近なコミュニティにおいて住民等の力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する必要がある。

基本法第7条においても住民等の責務が「地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動等への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない」と明確に示されており、当市においても、災害時には、住民等は火気の使用、自動車の通行、消火の準備、その他災害の発生防止又は軽減を図るため必要な措置（緊急貯水、避難の準備、近隣の避難行動要支援者の把握・保護）等をとるとともに、市及び防災関係機関等が実施する応急活動に協力するなど、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

1 住民の責務

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需品の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主防災活動、市及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 避難方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器、ホイッスル等）の準備
- ウ 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
- エ 隣近所との相互協力関係のかん養
- オ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- カ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- キ 町会における要配慮者への配慮
- ク 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- ウ 初期消火活動等の応急対策

- エ 避難場所・避難所での自主的活動や、住民が主体となった避難所運営体制の構築
- オ 市・防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

(3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、市民はこれに応ずるよう努めるものとする。

2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、市、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- イ 防災体制の整備
- ウ 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- エ 予想被害からの復旧計画策定
- オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- キ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

3 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区の防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるとともに、必要に応じて、防災活動に関する地区防災計画の素案を根室市防災会議に提案するなど、連携に

努めるものとする。

- (2) 根室市防災会議は、地区防災計画の提案がおこなわれたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて、根室市地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、根室市地域防災計画に地区防災計画を定める。
- (3) 市は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、市における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第7節 根室市の自然的条件

1 位置、地勢及び面積

根室市は、北海道の東端に位置し、太平洋に突き出した半島とその付け根に当たる部分からなりたち、その付け根部において浜中町・別海町と接している。

市の中心部は、半島のほぼ中心にあり、地形に高低があり、街路はおおむね緩やかな坂をなしている。

北東に紅煙岬が突出し、弁天島が西の海面に横たわり港門の役をなし、根室港を形成しており、オホーツク海を隔てて、国後島を指呼の間に望み、東は太平洋に面し、納沙布岬からは歯舞群島、色丹島が展望される。

納沙布岬付近には、暗礁があり、加えて濃霧がはなはだしく、魔の海として航海上の難所とされ納沙布岬灯台が設置されている。

また、太平洋側はチトモシリ、歯舞、友知、ユルリ、モユルリ島が点在し、マッカイヨウ岬、花咲岬、落石岬が南東に突き出し、それぞれ歯舞漁港、花咲港、落石漁港を形成し、船舶の停泊また漁船の避難港として重要な役割を占めると共に、冬期間も結氷をみず、沿岸沖合漁業の拠点として根室港と表裏をなしている。

一方、半島の付け根部分の厚床方面は、大部分が平坦で小川が入り交じって大河川はなく、僅かに別当賀川を最大に2～3の小川があるにすぎない。

(1) 位置 (歯舞群島を含む)

極東	東経	146 ° 26' 25"
極西	東経	145 ° 11' 44"
極南	北緯	43 ° 09' 31"
極北	北緯	43 ° 39' 05"

(2) 面積、広ぼう (歯舞群島 94.84K m²を含む)

面積	506.25k m ²
東西	100.83 km
南北	54.75 km

※ 国土地理院が公表した平成28年全国都道府県市区町村別面積調(平成28年10月1日現在)による。

2 地質

根室半島を形作る大地の下には、根室層群と呼ばれる地層が広く発達、分布している。この地層は主として暗緑色の礫岩・角礫凝灰岩、砂岩、頁岩からなり南に緩く傾斜している。

その主部は白亜紀後期に属するものであるが、地層の上部の一部は、古第三紀にまで及ぶものと考えられている。この地層の中には枕状溶岩をはじめ、多数の塩基性火成岩体が介在している。

このうち、あるものは海底における溶岩流であるが、一部には明らかな岩床や脈岩状のものがああり、岩体の形成時期はほぼ6500～8800万年前である。

根室層群やこれを貫く上記の火成岩類は堅硬で全体として安定した地盤を構成しており根室半島の基盤岩となっている地質系統である。根室層群をおおう新期の地質系統は第4系である。それには洪積層と沖積層とが含まれる。

根室市内には海拔高度10～15m、17～25m、40～45m、60～80mの5つの段丘があり、各段丘の上には段丘礫層の発達が見られる。しかし、その層厚はうすい。

沖積層は地域の殆んど全部をおおって存在しており、各種の岩相が含まれる。砂、礫、粘土、泥炭、火山灰、腐植土などがそれである。これは主として摩周岳にその起源が求められる火山灰、ローム及び腐植土からなるものである。

根室市内の台地状あるいは丘陵性の地域で、基盤が根室層群及び塩基性火成岩類によって占められている部分は、比較的安定な地盤からなるとみてよい。このような地域での基盤上の推積物の厚さは、せいぜい数メートルである。

しかし、これらの台地あるいは丘陵の間に発達する低地、凹地、海岸の平地などには、軟弱地盤地質系統が分布しており注意を要する。根室市街地では、軟弱地盤の厚さ10m内外であるにすぎないが、風蓮湖、温根沼方面ではその厚さもまたかなり大きいものと考えられる。

要するに台地の上では地盤に問題はないが、谷の中ではこれが問題といえる。

3 気 象

根室地方は北海道の東端に位置し、北を千島、知床山系、西を白糠丘陵で囲まれた平坦な原野である。

冬季は晴天乾燥の冬晴れの気候となるが、夏季は近海を流れる親潮寒流の影響を受け、海霧が多発し他の地方に比べて気温が低い。

四季別の概況は次のとおりである。

(冬)

西高東低の冬型気圧配置が卓越し、晴天乾燥の日が多く地中凍結は平野部で50cmを越す所がある。

降雪量は山沿いを除き一般に少ないが、一冬に数回発達した低気圧が道東に接近し通過した場合、暴風雪となり多量の湿雪や電線着雪、吹きだまりなどにより交通障害を生ずる。また沿岸では高波災害が起こる。

(春)

移動性高気圧と気圧の谷が交互に通るようになり天気は周期的に変わる。移動性高気圧におおわれると、温暖な晴天となり空気は乾燥し火災の危険期ともなる。またこの頃は低気圧が北海道付近で異常に発達し、暴風雨雪や大時化となり大きな災害を引き起こすこともある。

なお、晩春からはオホーツク海高気圧が強まって、冷涼で陰うつな天気も現れる。

(夏)

6月から7月にかけて、時々オホーツク海高気圧が発達し、低温曇雨天となる。また7月から8月は海霧の最盛期となり、海岸部では“夏がない”ともいわれる。

しかし、内陸や海岸の一部で30℃を越すことがある。なお前線の停滞や北上・南下に伴い、当地方でも大雨となり特に前線に台風や低気圧がある場合、集中豪雨が起きることもある。

(秋)

秋は1年を通じて最も快適な季節である。天気は周期的に変わるが、一般に回復は早く晩春から夏のぐずついた天気を補う天の恵みといえよう。初霜はかなり遅い。

平均気温、降水量、日照時間の月別平年値表（1981～2010年）

要素	月別												年
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
平均気温(℃)	-3.7	-4.3	-1.3	3.4	7.3	10.6	14.2	17.3	15.7	11.3	5.3	-0.5	6.3
降水量(mm)	35.5	22.6	52.5	66.5	102.1	90.9	121.7	120.8	167.0	106.3	84.5	50.4	1,020.8
日照時間(h)	152.8	164.8	190.8	177.4	176.2	135.6	112.6	127.7	145.5	167.7	146.5	146.0	1,843.6

最高気温、最低気温、月別極値表（累年）（1879～2016年）

要素	月別												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
最高 気温	年	1892	1989	1978	2014	1998	2010	1929	2015	1969	1994	1979	1890
	月日	1. 1	2. 16	3. 27	4. 25	5. 16	6. 26	7. 31	8. 5	9. 1	10. 1	11. 5	12. 9
	気温(℃)	10.3	9.5	13.1	23.3	29.5	32.1	32.1	33.6	29.0	24.2	19.2	13.4
最低 気温	年	1908	1931	1885	1885	1885	1885	1883	1893	1879	1903	1884	1952
	月日	1. 26	2. 18	3. 18	4. 6	5. 3	6. 4	7. 7	8. 3	9. 30	10. 30	11. 28	12. 30
	気温(℃)	-22.7	-22.9	-21.1	-13.4	-6.7	-4.9	0.4	6.3	1.7	-3.3	-10.6	-15.1

第8節 根室市の災害の概要

根室市における過去の災害発生は、暴風雨、暴風雪（低気圧、台風等）に伴う高波による被害が最も多く以下、大雨、地震、津波等が主なものである。

根室地方で夏の間に近づく台風や台風から変わった低気圧は、特に雨に注意が必要であり、秋には北日本で衰弱せず風雨ともに強いものがあり、根室地方で最悪のコースは、道東を北東に進む場合で、暴風雨や高潮の加わった大時化による沿岸被害も想定される。

地震は、平成6年10月4日の北海道東方沖地震とこれに伴う津波により大きな被害を受けているが、道東に近い千島海溝周辺は、繰り返し海溝型の地震が発生する海域であり、今後とも十分注意する必要がある。

（過去の本市及び当地方における災害の状況は、資料編「根室市災害事例」を参照。）